

## 第9回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年4月7日（火）20:00～20:30
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部活性化局長、前田農林水産部長、野呂雇用経済部副部長、河口観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、岡警察本部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、辻四日市市健康福祉部長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

### 議題1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

（服部危機管理統括監）

- ・第9回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を開催する。
- ・本日発表された緊急事態宣言および今後の組織体制について医療保健部より説明をお願いします。

（三木医療保健部次長）緊急事態宣言について資料により説明

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）について、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症を適用対象とするよう改正が行われた。
- ・特措法32条の記載の緊急事態宣言については、発出後、住民に対する外出自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場、その他政令で定められる多数の者が利用する施設に対する使用停止の要請、臨時医療施設のための土地、建物の使用、運送業者に対する緊急物資、医薬品、医療機器等の運送要請指示、医薬品・食品、衛生用品等の売り渡しの要請といった措置が都道府県において可能となる。
- ・本日（4月7日）に発出された緊急事態宣言の概要は次の通り。
- ・対象地域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県。
- ・期間は4月8日から5月6日まで。
- ・東京都における緊急事態に基づく措置案として、都民に対する外出の自粛要請、イベントの制限の要請、緊急事態措置相談センターの設立、生活必需品を

購入するための外出は制限しない、公共交通機関には運休の要請はしないということが挙げられている。

## 議題2 新型コロナウイルス感染症対策にかかる組織体制について

(中尾医療保健部副部長)

- ・事務局について、医療保健部において、2月5日に15人体制で発足し、3月30日に20人に増員していたが、第8回本部員会議においてクラスター発生に備え体制強化に迅速に取り組むこととの本部長指示を受け、危機管理を所管する防災対策部を事務局に加え、4月10日から体制を強化する。
- ・さらに、緊急事態に備え対策機能を部局横断型に再編し、順次体制を強化していく。

## 議題3 各部局の対応

(服部危機管理統括監)

- ・各部局の対応について説明をお願いします。

(加太医療保健部長)

- ・県内で多数患者が発生した場合に備え、医療機関の体制維持のため、重症患者を受け入れる病院、中等症・軽症患者を受け入れる病院を明確化する体制の整備に向けて準備を進めている。
- ・軽症者について、医療機関からホテルへ移っていただくための準備も行っている。
- ・医療関係者にオブザーバーとして参加いただき、患者が多数発生した場合の入院先を調整する医療調整本部を今週中に立ち上げるため準備を進めている。
- ・国備蓄分のマスクについて、順次医療機関に配布を行っている。
- ・県で購入、備蓄のある防護具としてガウン、手袋、フェイスシールド、N95マスクをセットにして順次配布している。

(木平教育長)

- ・四日市市、三重郡、鈴鹿市、亀山市内の高校27校、特別支援学校8校は4月13日の週に再開を延期するが、その他の地域の学校は明日再開する。
- ・本日、桑員地区の6校を担当者が訪問し、準備、取組状況を確認した。今後も学校と連携し、児童生徒、保護者の皆さんの不安解消に向けて取り組んでいく。

## 議題4 知事指示事項

(鈴木知事)

- ・緊急事態宣言が発出された7都府県の状況を積極的に把握するとともに、国、市町、関係機関・団体等との連携を今まで以上に密にするなど、万全の体制を

整えること。

- ・緊急事態宣言の発出をふまえ、県の対策本部の事務局に防災・危機管理部局も含め体制の拡充を図るとともに、各部局が一丸となり最優先で新型コロナウイルスの対策に取り組むこと。

なお、県民の生活に支障を来さない急を要しない業務については可能な限り休止または先送りするなど、業務を適切に継続するための事業の見直しについてもあわせて検討すること。

- ・県内での感染者の急増を見据え、病床の確保や人工呼吸器等の必要な設備の整備を進めるとともに、県内における圏域を越えた患者の受入体制の構築を行うこと。また、患者受入にかかる調整本部の設置や民間宿泊施設の活用等に向け、速やかに検討・調整を進めること。
- ・新たに取りまとめられた国の緊急経済対策では、感染拡大の防止や医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続などが示されたが、当該経済対策の内容を早急に精査し、県としての追加的な対策を速やかに検討すること。

また、新型コロナウイルス感染症が県内に及ぼす経済的な影響は深刻さを増していることから、例えば、飲食店利用や宿泊に対して各市町が行う経済的な支援に対する補助制度の創設など、需要喚起を行うための県独自の対策を速やかに検討すること。

- ・今回の緊急事態宣言の対象期間である5月6日までの間、県が主催するイベント、啓発活動等、一般参加者を募る事業については、感染症防止対策の有無に関わらず、7都府県内で実施するものは延期または中止するとともに、7都府県にお住まいの方へは、県が主催する事業への参加の自粛をさらに強く求めること。

また、県主催イベントの開催にかかる考え方を県内市町と共有し、歩調を合わせた対応ができるよう留意すること。

- ・緊急事態宣言が発出された7都府県に加え、北海道、愛知県、京都府など多くの感染が確認されている地域への出張や研修等による訪問は、県民の生活や県の機能維持に直結するものなど、重要かつやむを得ないものを除き、中止・延期すること。

また、緊急事態宣言が発出された7都府県内への派遣者については、居住する都府県からの指示に厳に従うこと。

(服部危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・以上で本部員会議を終了する。